

郡山市重度心身障害者タクシー料金等助成要綱

昭和60年3月27日制定

昭和62年4月1日改正

平成元年3月23日改正

平成元年6月27日改正

平成2年3月31日改正

平成3年3月25日改正

平成4年7月1日改正

平成6年9月1日改正

平成8年4月1日改正

平成8年4月1日改正

平成10年3月31日改正

平成13年6月29日改正

平成14年4月1日改正

平成15年2月14日改正

平成16年3月31日改正

平成19年1月5日改正

平成21年1月21日改正

平成23年3月24日改正

[保健福祉部障がい福祉課]

(目的)

第1条 この要綱は、重度心身障害者に対して、タクシー料金等を助成することにより、重度心身障害者の経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、その障害程度等級が1級又は2級のもののうち障害種別が肢体不自由のものもしくは視覚障害のもの。

(2) 福島県療育手帳制度要綱（昭和49年2月1日付け49児第15号福島県厚生部長通知）に定める療育手帳の交付を受けている者であって、その障害程度がAのもの。

(3) 精神保健及び精神障害者保健福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものであって、その障害の程度が1級のもの。

2 この要綱において、「タクシー料金等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 重度心身障害者が、タクシーを利用する場合におけるタクシー料金

(2) 重度心身障害者（第2条第1項第3号に掲げるものを除く。）が、自己所有の自動車を自ら運転する場合における自動車の燃料費

(3) 重度心身障害者（第2条第1項第3号に掲げるものを除く。）の所有する自動車を、同一世帯に居住する者が運転する場合における自動車の燃料費

(4) 重度心身障害者（第2条第1項第2号及び第3号に掲げるもの並びに18歳未満のもの。）又

は、その者と同一世帯に居住する者の所有する自動車を、同一世帯に居住する者が運転する場合における自動車の燃料費

(助成資格)

第3条 タクシー料金等の助成を受けることができる者は、市内に住所を有する重度心身障害者(施設入所者を除く。)とする。

(助成額)

第4条 タクシー料金等の助成額は、年間15,000円を限度とする。

2 年度の途中で、新たにタクシー料金の助成を受ける者(以下「タクシー利用者」という。)又は自動車の燃料費の助成を受ける者(以下「自家用車利用者」という。)となったときは、前項の規定にかかわらず別表に定める月の区分に応じ、これに対応する額を限度として、タクシー利用者又は自家用車利用者となった日の属する月から助成する。

(受給資格認定の申請)

第5条 タクシー料金等の助成を受けようとする者は、郡山市重度心身障害者タクシー料金等受給資格認定申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、燃料費助成にあつては、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証(写)
- (2) 自動車検査証(写)

(受給資格証)

第6条 市長は、前条の規定により申請があつた場合において、当該申請人がタクシー料金等の助成を受ける資格があると認めたときは、身体障害者手帳に、タクシー券・燃料費受給資格証(第2号様式。以下「資格証」という。)を記載するものとする。

(タクシー料金の助成)

第7条 市長は、資格の認定を受けたタクシー利用者に対し、郡山市重度心身障害者タクシー利用券(第3号様式)を交付するものとする。ただし、紛失等による郡山市重度心身障害者タクシー利用券の再発行は行わない。

(燃料費の助成)

第8条 資格の認定を受けた自家用車利用者は、郡山市重度心身障害者自動車燃料費助成請求書(第4号様式)を市長に提出して助成を受けるものとする。

(受給内容の変更)

第9条 資格の認定を受けた者の受給内容に変更があつた場合には、郡山市重度心身障害者タクシー料金等受給資格内容変更届(第5号様式)により、届出なければならない。

(受給資格の喪失)

第10条 資格の認定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、郡山市重度心身障害者タクシー料金等受給資格喪失届(第6号様式)により、届出なければならない。

- (1) 施設等に入所したとき。
- (2) 市内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の障害程度に変更があつたとき。

(助成の取り消し等)

第11条 市長は、資格の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成を取り消し、又は既に助成した金額の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1)助成を不正に利用したとき。
- (2)この要綱の規定に違反したとき。
- (3)その他市長が不相当と認めるとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第12条 資格の認定を受けた者は、この要綱による助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行月日)

- 1 この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 郡山市重度心身障害者タクシー料金助成要綱（昭和56年1月20日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年6月27日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月21日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第4条関係）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
15,000 円	15,000 円	12,500 円	12,500 円	10,000 円	10,000 円	7,500 円	7,500 円	5,000 円	5,000 円	2,500 円	2,500 円

郡山市重度心身障害者タクシー料金等 受給資格認定申請書

平成 年 月 日

郡山市長

申請人 住所 郡山市

氏名 _____ ⑩

電話 自宅 () -

 連絡先 () -

下記のとおり申請します。

住 所	郡山市			
障がい者氏名	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日		
障がい名	第 種 級			
手帳番号	第 号	交付年月日	昭和 年 月 日 平成	
申請区分	<input type="checkbox"/> タクシー券 <input type="checkbox"/> 自家用車燃料費			
	自動車の登録番号			
	※自家用車燃料費助成の方のみ、振込先希望口座もご記入下さい。			
	金融機関名	支 店 名	口座別	口 座 番 号
			普 ・ 当	口座名義 (カタカナ)

※ 太線内を記入してください。

上記の者に対し、郡山市重度心身障害者タクシー料金等受給資格認定して
よろしいか伺います。

決裁権者	課長補佐	係 長	係 員	受 付	平成	年	月	日
				起 案	平成	年	月	日
				決 裁	平成	年	月	日
				施 行	平成	年	月	日
				認定番号				

第2号様式（第6条関係）

40		21ミリメートル
ミリメートル		
タクシー・燃料費 受給資格証		
認定年月日	年 月 日	
認定番号		

第3号様式（第7条関係）

（表面）

郡山市重度心身障害者タクシー利用券	
料金助成額	円
有効期限	年 月 日
認定番号	郡山市長印

（裏面）

○この利用券は、障害者本人以外は使用できません。

○料金が料金助成額を超えたときは、その超えた金額は、利用者負担となります。

郡山市重度心身障害者自動車燃料費助成請求書

年 月 日

郡 山 市 長

受給資格者 (障害者本人)	住 所	
	氏 名	Ⓔ
	生年月日	年 月 日

請 求 額	
-------	--

◎ この枠内に燃料費の領収書をのり付けしてください。

領収書はガソリン単価・数量明記されたもので、障害者本人名義のものに限ります。

ただし、18歳未満の者や療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者については、同居家族名義のものでも可能です。

※注意

障害者本人が運転、又は家族運転の自動車に同乗した際に支払われた燃料費について請求することができます。

次の事由が生じたときは、必ず届けてください。

- 施設等に入所したとき。
- 住所・氏名に変更が生じたとき。
- 死亡したとき。
- 障害程度に変更があったとき。

助成金を不正に使用したとき等は、助成の決定を取り消し、又は既に助成した金額の全部若しくは一部の返還を求めます。

郡山市重度心身障害者タクシー料金等受給資格内容変更届

年 月 日

郡 山 市 長

住 所 郡山市

届 出 者

氏 名

受給資格者	認定番号	
	氏 名	
	住 所	郡山市
	生年月日	年 月 日

変 更 内 容	<input type="checkbox"/> 変更前住所	郡山市												
	<input type="checkbox"/> 変更前氏名													
	<input type="checkbox"/> 受給内容	<input type="checkbox"/> タクシー券 → 燃料費 <input type="checkbox"/> タクシー券 残 _____ 円分 <input type="checkbox"/> 次年度から変更												
		<input type="checkbox"/> 燃料費 → タクシー券												
<input type="checkbox"/> 振込口座	※ 燃料費の方のみ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 30%;">金融機関名</td> <td style="width: 15%;">口座別</td> <td style="width: 55%;">口座番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">普通 ・ 当座</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">支店名</td> <td>口座名義 (カタカナ)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </table>		金融機関名	口座別	口座番号		普通 ・ 当座		支店名		口座名義 (カタカナ)			
金融機関名	口座別	口座番号												
	普通 ・ 当座													
支店名		口座名義 (カタカナ)												

郡山市重度心身障害者タクシー料金等受給資格喪失届

年 月 日

郡 山 市 長

住 所 _____

届 出 者

氏 名 _____

受給資格者	認定番号	
	氏 名	
	住 所	郡山市
	生年月日	年 月 日

資格喪失の理由

- 1 施設等に入所した（施設の名称： _____）。
- 2 転出した。
- 3 死亡した。
- 4 障害の程度に変更があった（ _____ 種 級 → _____ 種 級 ）。
- 5 その他（理由： _____）

上記の理由が発生した日	年 月 日												
口座変更 ※燃料費の方のみ	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">口座の別：</td> <td style="text-align: center;">銀 行 農 協 信 用 組 合 信 用 金 庫</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">普 通 ・ 当 座</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">支店</td> </tr> <tr> <td>口座番号：</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>口座名義人（カタカナ）：</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	口座の別：	銀 行 農 協 信 用 組 合 信 用 金 庫	普 通 ・ 当 座	支店	口座番号：				口座名義人（カタカナ）：			
口座の別：	銀 行 農 協 信 用 組 合 信 用 金 庫	普 通 ・ 当 座	支店										
口座番号：													
口座名義人（カタカナ）：													

※備考